

攻めの農業実践緊急対策実務用Q & A（未定稿）
（未定稿：平成26年2月27日現在）

注 事業の要件、補助率、対象者等については、国の最低限の基準を示すものであり、この範囲内で、本事業の事業実施主体（都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会）が具体的な要件を定めることとなる。

【総論】

- (問 1) 事業を実施する趣旨いかん。
- (問 2) 事業の具体的な仕組みいかん。
- (問 3) 本事業は必ず取り組まなくてはならないか。

【事業の実施体制】

- (問 4) 本事業における都道府県農業再生協議会（以下、都道府県協議会）と地域農業再生協議会（以下、地域協議会）の役割いかん。
- (問 5) 任意団体である都道府県・地域協議会において、多額の資金を扱うこととなるが、留意すべきことは何か。
- (問 6) 事業実施期間終了後に、県・地域協議会において留意すべきことは何か。

【都道府県・地域事業計画等】

- (問 7) 都道府県実施方針において、26年末の活用額を記入することとしているのはなぜか。
- (問 8) 都道府県事業計画は、全ての地域事業計画をとりまとめた後に提出しなければならないのか。
- (問 9) 都道府県協議会の事業計画において、高収益作物等導入事業を単独で実施する地区への助成額は基金総額の5分の1以内とされているが、地域協議会単位では制限はないのか。
- (問10) 県協議会は、産地資金と同様に「地域協議会に配分できる」という考え方か。どのような考え方で地域協議会毎の交付額を算定すればよいのか。
- (問11) 県協議会の事務費の活用可能額は、実施計画額の1%以内とされており、地域協議会の事務費の活用可能額は県の業務方法書で定めることとされているが、地域協議会の事務費は地域協議会への配分額（事務費除く）の1%を超えてもよいのか。
- (問12) 業務方法書（未定稿）第6条の「取組計画書兼助成金申請書」について、一定の申請期間を設けることとなっているが、どのように設定すればよいのか。
- (問13) 事業計画の承認を受けた後、交付対象となり得る者に、取組内容を周知するとあるが、国はどのような事を想定しているのか？県全体や地域の取組の内容を周知するため県や市町村のHPで公表することでよいのか。

【事業内容】

- (問14) 本事業の助成対象及び補助率いかん。
- (問15) 効率化を図る作業について、全て担い手（コントラクター及び機械利用組合を含む）が実施する計画とすることは具体的にはどういうことか。
- (問16) 生産効率化プランは原則5戸以上の農家で作成することとされているが、参加農家数のカウントに関し、複数の農家が含まれる法人等はどのように取り扱うのか。
- (問17) 「機械作業の集約」とはどのような考えるのか。集約前と集約後の農業機械は同種のものである必要があるのか。
- (問18) 生産効率化プランについて、どのような生産効率化の取組が対象となるのか。
- (問19) 農業機械の導入を図る場合、非担い手の農業機械は必ず処分しなければならないのか。
- (問20) 生産コストの減を目標として設定することとされているが具体的にはこういった形とすれば良いのか。

- (問21) 効率化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問22) 高収益作物等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。
- (問23) 高収益プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問24) 再編合理化プランについて、具体的にはどのような取組が対象となるのか。
- (問25) 再編合理化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。
- (問26) リース契約の際に留意すべきことは何か。
- (問27) 機械はリースしか導入できないという理解でよろしいか。
- (問28) 現有の機械（コンバインや播種機）が老朽化していて、そろそろ更新しないと産地がもたない場合、新型のコンバインや播種機に買い換える行為は、補助対象になるか。能力算出の結果、現行機種と同能力であっても、選定機種の方が作業速度の向上などメリットがあればよいか。
- (問29) 機械の受益者は1戸でもよいのか。
- (問30) リースで導入したものを、それを使用しない期間に限り、農業者に貸し出すのは適当か。
- (問31) 機械リースを行う場合のリース手数料等について、助成の対象となるのか。
- (問32) 再利用する機械に関し、担い手への譲渡は無償でなければならないのか。
- (問33) 機械をオーバーホールした場合の処分制限期間はどのように考えるのか。
- (問34) 弾丸暗渠の施工費を対象とする場合、単価はどのように設定すべきか。
- (問35) リース事業者の要件はあるのか。
- (問36) リース事業者の財務状況や過去の実績等の検査はどう行ったらよいか。
- (問37) 施設内に配置する設備で設置の為の工事が必要なものは対象外か。設備のリース費用のみならば補助対象となるのか。
- (問38) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。
- (問39) 機械のリース契約等、本事業の取組はいつから助成対象となるか。
- (問40) 機械及び機器の導入の際に、どのように機種及び事業者を決めればよいか。
- (問41) 事前に見積もり合わせ等を行うことは可能か。
- (問42) 機械の廃棄に対する助成の考え方がいかに。
- (問43) 中山間地域等の条件不利地域とは具体的にはどこを指すのか。
- (問44) 土壌改良などほ場改善を行うほ場は、休耕田など水田台帳から除外しているものでもよいか。
- (問45) 同一の者が複数の取組を行い助成することは可能か。

【事務手続き等】

- (問46) いわゆる出入作がある場合、どのように取扱うのか。
- (問47) 地域協議会が都道府県協議会に対して行う助成金の請求は、管轄内の取組参加者全員の請求書が集まらなければ行うことができないのか。また、取組参加者は、取組計画書に記載した全ての取組を終えなければ、請求を行うことができないのか。
- (問48) 協議会の口座で発生した利息（果実）の取扱はどうするのか。
- (問49) 消費税は助成対象となるか。

- (問50) 国の他の補助事業に取り組んだ又は現在取り組んでいる地域や生産者が、本事業を実施する際の留意点いかん。
- (問51) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は対象となるか。
- (問52) 事業申請の前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。
- (問53) 県協議会、地域協議会の事務費は補助対象となるのか。
- (問54) 都道府県協議会の事務費の執行は、いつから可能となるのか。
- (問55) 協議会を構成する団体に属する職員の超過勤務分とは、正職員も含まれるのか。
- (問56) 助成要件の確認をどのように行うのか。
- (問57) 想定している助成金返還の例はどのようなものか。
- (問58) 「取組報告書兼助成金請求書」の提出期限はいつか。
- (問59) 本事業の事務費において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象となるか。
- (問60) 26年産米からの作業集約に向け農業生産法人の設立を検討しているが、事業の募集時点で法人が設立されていない場合でも、生産効率化プランは認めてもらえるのか。

【総論】

(問 1) 事業を実施する趣旨いかん。

(答)

- 1 攻めの農業実現のためには、低コスト・高収益な産地体制に転換することが不可欠であるが、実際には
 - ① 面的集積がなされても、これに対応する高効率な機械装備がない
 - ② 集出荷施設や加工施設が分散しており、非効率・高コストな流通加工体制となっている
 - ③ 担い手に集約した後、非担い手の労働力が活用されないままとなっている等が課題が山積しているところ。
- 2 このような課題の解決に向けては、地域が一体となって機械利用体系や流通加工体制の合理化を図っていく必要があるが、それぞれの地域が抱える課題は、土地条件、機械装備等の問題等、地域によって多様であり、地域に応じた対応を行っていく必要。
- 3 このため、今回、地域が一体となって効率的な産地への転換に向けた推進力が発揮できるよう、効率的な農業機械の導入、既存機械の再利用への支援を通じた機械利用体系の効率化、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化に必要な設備の導入等といった取組を都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会が支援できる仕組みとして本事業を創設。

(問 2) 事業の具体的な仕組みいかん。

(答)

- 1 本事業は、国からの交付金により、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、これを用いて攻めの農業を実践するための産地転換に取り組む地域における生産体制整備を支援することとしている。
- 2 具体的には、
 - ① 効率的な機械利用体系の構築に向けた機械導入や既存機械の再利用の取組
 - ② 集出荷施設や加工施設の再編に必要な高度化設備導入や用途転換の取組
 - ③ 高収益作物への転換に必要な機械・設備の導入等の取組を支援の対象としているところ。
- 3 各都道府県においては、
 - ① グレーゾーンの要件をケーススタディーするよりも、
 - ② 地域の将来を見据え、施設の再編や機械作業の効率化によるコストダウンを図るための王道の取組をしっかりと考えていただきたい。

(問 3) 本事業は必ず取り組まなくてはならないか。

(答)

必ずしも全ての地域で取り組まなければならないものではない。

【事業の実施体制】

(問 4) 本事業における都道府県農業再生協議会（以下、都道府県協議会）と地域農業再生協議会（以下、地域協議会）の役割いかん。

(答)

1 都道府県協議会については、

- ① 都道府県実施方針の作成
- ② 基金の造成と地域協議会及び再編事業者への助成金の交付
- ③ 地域協議会が策定した地域事業計画の取りまとめ、県の都道府県事業計画の作成
- ④ 地域協議会が実施する助成事業の指導・監督（事業計画の策定に当たっての指導、事業の実施状況の点検等）
- ⑤ 県全域を対象とした助成事業を行う場合は助成メニューの策定等の助成金の執行事務
- ⑥ 国への事業実施状況の報告
等を担っていただくこととしている。

2 また、地域協議会については、

- ① 地域事業計画の作成
- ② 助成メニューの設定
- ③ 都道府県協議会への助成金の交付申請、要件確認、農業者等への助成金の交付等の助成金の執行事務
- ④ 都道府県協議会への実施状況の報告
等を担っていただくこととしている。

(問 5) 任意団体である都道府県・地域協議会において、多額の資金を扱うこととなるが、留意すべきことは何か。

(答)

- 1 協議会は多額の資金を扱うことから、協議会規約、事務処理規程、会計処理規程などの諸規定に従って適切に業務を運営するための体制を整備し、会計処理を行うことが重要。
- 2 また、業務運営や会計処理の実施状況について点検することが重要。
- 3 実際に、他の事業で横領等の不祥事が生じた協議会では、規程類に従って業務が行われておらず、点検作業も行われていないケースばかりであり、本事業の実施に当たっては、改めて実施体制の再整備・再点検を実施することが望ましいと思料。
- 4 なお、地域協議会が助成金の請求を行う際の添付書類として、経理事務の処理体制（行員の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること）が分かる資料を添付することとしている。

(問 6) 事業実施期間終了後に、県・地域協議会において留意すべきことは何か。

(答)

- 1 事業の終了時に、円滑に事務処理が可能となるよう、以下の点に留意願いたい。
 - ① 残余財産の扱い
国庫助成額相当額については、国に返還することとなるため、協議会の他の会計と区分管理することはもちろん、事業実施期間を踏まえ、円滑な会計処理が行えるよう、果実（利子）についても、整理しておくことが望ましいと考える。（過去の基金事業の例では、基金の返還後に利子が発生し、結果、返還手続きを二重に行う必要が生じたケースあり）
 - ② 関係書類の保存
会計帳簿等の書類については、要綱その他の規程による保存年限まで保存していただく必要。

【都道府県・地域事業計画】

(問 7) 都道府県実施方針において、26年末の活用額を記入することとしているのはなぜか。

(答)

- 1 本事業については、26年度末を事業終期としているが、地域での合意形成に時間が必要なことから、事業期間の延長について財務当局と協議していくこととしている。
- 2 このような状況を踏まえ、基金の計画的な活用を図る観点から、26年末までの活用見込み額について地方農政局長等と調整した上で、記入いただくこととしているものである。
- 3 当面は、記入いただいた活用見込み額の範囲内での支出に限定させていただくこととするが、財政当局との協議状況等に応じて、適宜、基金残額の活用時期等について、調整していくこととしているので、ご承知おき願いたい。

(問 8) 都道府県事業計画は、全ての地域事業計画をとりまとめた後に提出しなければならないのか。

(答)

迅速な実施が行われるよう、提出が行われた地域事業計画から準備が整い次第、都道府県事業計画の添付資料として、地方農政局に承認申請をしていただきたい。その後、提出があった地域事業計画については、随時、都道府県事業計画の変更手続きとして、提出していただくこととなる。

(最初の都道府県事業計画の提出時は、都道府県の県域での取組に対する助成内容と所要額を添付し、地域事業計画が添付されていなくても提出可能)

(問 9) 都道府県協議会の事業計画において、高収益作物等導入事業を単独で実施する地区への助成額は基金総額の5分の1以内とされているが、地域協議会単位では制限はないのか。

(答)

要領等において地域協議会について5分の1の規定はしないが、中山間地域等での高収益作物等導入事業単独での要望額が都道府県全体の5分の1を上回らないよう、あらかじめ5分の1以内となるような調整方法を定めて、地域協議会へ周知しておく必要がある。

なお、計画申請が速やかにできるよう、都道府県協議会が地域協議会に対して同様な制限をつけることも可能。

(問10) 県協議会は、産地資金と同様に「地域協議会に配分できる」という考え方が、どのような考え方で地域協議会毎の交付額を算定すればよいのか。

(答)

地域協議会への交付額や交付額の算定方法については、県協議会が決定することができる。具体的には、生産体制の整備状況、地域協議会の振興計画等を勘案し、本事業の目的が達成されるよう、適切かつ公正な算定方法を検討されたい。なお、直近の作付面積に応じて機械的に配分するようなことは厳に慎んでいただきたい。

(問11) 県協議会の事務費の活用可能額は、実施計画額の1%以内とされており、地域協議会の事務費の活用可能額は県の業務方法書で定めることとされているが、地域協議会の事務費は地域協議会への配分額（事務費除く）の1%を超えてもよいのか。

(答)

地域協議会への配分方法は道府県協議会の任意であり、1%以内に限らない。

(問12) 業務方法書（未定稿）第6条の「取組計画書兼助成金申請書」について、一定の申請期間を設けることとなっているが、どのように設定すればよいのか。

(答)

農業者の申請の準備期間等を勘案しつつ、協議会で常識的に判断いただきたい。

(問13) 事業計画の承認を受けた後、交付対象となり得る者に、取組内容を周知するとあるが、国はどのような事を想定しているのか？
県全体や地域の取組の内容を周知するため県や市町村のHPで公表することでよいのか。

(答)

例えば、HPへの掲載の他、集落座談会等集会でのチラシ配布などを想定。

【事業内容】

(問14) 本事業の助成対象及び補助率いかん。

(答)

以下の範囲とする。

- 1 効率的機械利用体系の構築を導入する取組
生産効率化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は
 - ① 5戸以上の農家が参加して作成すること
 - ② 機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること
 - ③ 効率化を図る作業について、全て担い手（コントラクター及び機械利用組合を含む）が実施する計画とすること
 - ④ 生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも1割以上削減する目標を設定すること。

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器のリース導入に係る経費 〔助成率：1/2以内〕	○農業用機械等 ・耕うん整地用機具などのアタッチメントを含む	・担い手への機械作業の集約化等に必要の機械等のリース導入 ・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円以上
機械・機器の再利用に要する経費 〔助成率：1/2以内〕	○機械・機器のオーバーホールに必要な経費 ・協議会で定めた助成対象機械・機器の一部であること。（アタッチメントでも可）	・担い手への機械作業の集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械等の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修 ・廃棄したことを証明する書類を添付
機械・機器の廃棄に要する経費 〔助成率：定額（2万円以内）〕	○機械・機器の廃棄に要する経費 ・取得価格が50万円以上のものであって協議会で定めた対象機械であること	
検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕 ※都道府県協議会又は地域協議会が実施するものに限り	○旅費 ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 ・講師謝礼など ○需用費 ・消耗品費	旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること

	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費（資料印刷製本費） ○使用料賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料など ○委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・調査委託料など 	<p>委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること</p>
--	--	-------------------------------------

(注)入札・見積もり合わせ後の価格又は定価

2 高収益作物を導入する取組

高収益プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は条件不利地域以外では

- ① 生産効率化プランを作成し、認定を受けること
- ② 生産効率化プランに合意した農家のうち、機械利用の担い手以外の農家の6割以上が高収益作物に転換すること

条件不利地域であって生産効率化プランを作成していない地域にあっては、5人以上の農家が参加又は1ha以上の取組となること

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機械・機器・設備のリース導入に係る経費 [助成率：1/2以内]	○農業用機械等 <ul style="list-style-type: none"> ・耕うん整地用機具などのアタッチメントを含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円(注)以上
生産基盤の簡易な整備に必要な資材の購入経費 [助成率：定額]	○資材の購入に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の導入に必要なものであって協議会で定めた資材であること。 (パイプハウスのパイプ・フィルム、永年性作物の苗木等) ・肥料、農薬等、毎年度必要となる資材は対象外。 	領収書等を添付し精算払い
補助暗渠等の施工に要する経費 [助成率：定額]	○作業労賃 <ul style="list-style-type: none"> ・弾丸暗渠、明渠等の施工費 	地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。
検討会開催などに要する経費 [助成率：定額] ※都道府県協議会又は地域協議会が実施するものに限る	○旅費 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼など ○需用費 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・印刷製本費（資料印刷製本費） ○使用料賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料など ○委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・調査委託料など 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること。 ・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること。

(注)入札・見積もり合わせ後の価格又は定価

3 流通加工施設の再編整備する取組

集出荷・加工処理合理化プランを作成し認定を受ける必要。認定要件は

- ① 複数の施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること
- ② 機能を集約させる施設の受益者が農業者5戸以上であること
- ③ 対象品目の取扱数量に対し、機能を集約させる施設の利用率が8割以上であること。
- ④ 機能を集約させる施設における集出荷コスト又は加工コストについて、現況値と比べて少なくとも1割削減すること

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
機器・設備のリース導入に係る経費 [助成率：1/2以内]	○設備等 <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥調整機、選別機等の設備の導入（工事費用は対象外） ・建物の新設・改修は対象外。 ・機能を集約させる施設は強い農業づくり交付金で整備対象としている施設を対象。 ・再編後に用途変更する施設については、農業専用施設全般を対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金は、共同申請者のリース事業者へ支払い ・一台50万円以上
設備の廃棄に必要な経費 [助成率：1/3以内]	○設備の廃棄に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を超過した設備を対象 ・建物は対象外。 ・財産処分処理を確実に実施すること 	領収書等を添付し精算払い
検討会開催などに要する経費 [助成率：定額]	○旅費 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼など ○需用費 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費（諸材料費、事務消耗品費） ・印刷製本費（資料印刷製本費） ○使用料賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料など ○委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・調査委託料など 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること ・委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること

(注)入札・見積もり合わせ後の価格又は定価

2 都道府県協議会・地域協議会が自ら行う取組

想定される取組経費	対象範囲	条件とする要件等
<p>検討会開催などに要する経費 〔助成率：定額〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成団体に属する職員の旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○報償費 <ul style="list-style-type: none"> ・実証作業労賃、講師謝礼など ○需用費 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費（事務消耗品費） ・印刷製本費（資料印刷製本費） ○使用料賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料など ○委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・調査委託料など 	<p>旅費・報償費は、都道府県や市町村で定めてある単価に準じること。</p> <p>委託料は、委託先の選定理由や委託料の積算が適当であること。</p>
<p>事業計画に係る事務に要する経費 〔助成率：定額〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ・外部専門家に対する旅費 ○賃金 <ul style="list-style-type: none"> ・日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む） ○共済費 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金 ○報償費 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県実施方針作成等に係る外部専門家に対する謝金 ○需用費 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） ・印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ・修繕費（庁用器具類の修繕費） ○役務費 <ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ・振込手数料 ○使用料及賃借料 ○委託料 	<p>事業目的が事務自体を支援するものでないため、必要な備品がある場合には、レンタルやリースで対応すること。</p>

(問15) 効率化を図る作業について、全て担い手（コントラクター及び機械利用組合を含む）が実施する計画とすることとは具体的にはどういうことか。

(答)

- 1 プランに基づき、効率化を図る農作業のうち、農業機械を用いて実施するものに関して、最終年度までに全て担い手に集約する計画としていただくことを想定。
- 2 なお、機械利用組合が共同利用機械を導入する場合にあっては、新たに導入した農業機械及び機械利用組合が所有する機械で対象となる農作業をすべて実施する計画としていただくことを想定。

(問16) 生産効率化プランは原則5戸以上の農家で作成することとされているが、参加農家数のカウントに関し、複数の農家が含まれる法人等はどのように取り扱うのか。

(答)

- 1 生産効率化プランは機械作業の集約により、生産コストの削減を目指す取組であり、機械作業の出し手となる農家が原則4戸以上となることが必要。
- 2 従って、複数農家が含まれる法人であっても、機械作業は法人として一体的に行うものであることから一戸としてカウントすることとなる。

(問17) 「機械作業の集約」とはどのような考えるのか。集約前と集約後の農業機械は同種のものである必要があるのか。

(答)

- 1 「機械作業の集約」とは通常農業機械を用いて行われる作業を効率的な担い手に集約すること指す。
- 2 したがって、集約前と集約後の農業機械については、同種のものである必要はない。

(参考)

例1：担い手が田植え作業を受託。面積増に対応するため、直播用のアタッチメントを導入

→ 従来の田植機で行っていた機械作業を効率化するものであることから導入可能。

例2：担い手が農地を集積。大区画化等に対応するため、レーザーレベラーを導入。

→ 従来、ハロー等で行っていた機械作業を効率化するものであることから導入可能。

(問18) 生産効率化プランについて、どのような生産効率化の取組が対象となるのか。

(答)

複数の農家が所有する同種の農業機械について、その利用体系を再構築する取組が助成の対象となり得る。具体的な事例は別紙1のとおり。

(問19) 農業機械の導入を図る場合、非担い手の農業機械は必ず処分しなければならないのか。

(答)

- 1 プランに定められた機械利用を行っていただく必要があるが、既存の農業機械の処分を義務付けるものではない。
- 2 なお、既存の農業機械について、
 - ① 担い手に譲渡する場合は再整備費用の1/2を
 - ② 廃棄する場合は1台当たり2万円を助成することも可能であり、地域での効率的な機械体系の構築に向け、地域の実情を踏まえた助成要件の設定、指導をお願いします。

(問20) 生産コストの減を目標として設定することとされているが具体的にはどういった形とすれば良いのか。

(答)

- 1 生産費調査等公的な統計データにおける地域の平均的な生産コストに対し、効率化後の当該地域の生産コストが1割以上削減されるよう設定いただきたい。
- 2 なお、統計データがない作物については、プランの実施により見込まれる効果を定量的な数値でプラン上に位置づけていただきたい。(現行の当該農業者の生産コストとプラン実行後の生産コストの差等)

(問21) 効率化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 本事業については、都道府県協議会が事業結果の報告、評価を行うこととしており、これを受けた地方農政局長等は、改善の必要がある場合は、都道府県協議会長に対し、指導・助言を行うこととしている。
- 2 効率化プランの目標が達成できなかった場合は、このプロセスにおいて、目標が達成できなかった原因等について、分析を行っていただき、自ら改善措置を講じていただくことが基本と考えている。
- 3 なお、目標の未達成のみをもって助成対象者からの助成金の返還は求める予定はない。

(問22) 高収益作物等とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

- 1 高収益作物等とは、従来作付していた作物と比較して労働集約的であるが、収益性の高い品目・栽培方法を指す。
- 2 具体的には施設園芸や薬用作物、有機栽培等を想定している。

(問23) 高収益プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 高収益プランの目標については、いずれも、農家がプランに同意し、取組を開始した時点で達成されるものと考えている。
- 2 目標が達成されないケースとしては、
 - ① 災害や事故等、やむを得ない事情でプラン通りの取組ができなかった
 - ② 農家がプランへの同意を反故にし、意図的にプランとことなる作付けを行ったといったものが考えられるところ。
- 3 前者については、災害等があったことを証明していただくことで助成金の返還等を求めないこととする予定。
- 4 後者については、プランの実施体制が破綻しているものと見なせることから、補助金返還の対象となり得るものと考えている。なお、参加農家の一部が経営破綻した場合は、他の参加農家が引き続きプランに基づき営農を継続していただければ補助金返還には当たらないと考えている。

(問24) 再編合理化プランについて、具体的にはどのような取組が対象となるのか。

(答)

複数の同種の施設について、機能を再編合理化する取組。具体的な事例は別紙2のとおり。

(問25) 再編合理化プランの目標が達成できなかった場合、どうなるのか。助成金の返還が必要なのか。

(答)

- 1 本事業については、都道府県協議会が事業結果の報告、評価を行うこととしており、これを受けた地方農政局長等は、改善の必要がある場合は、都道府県協議会長に対し、指導・助言を行うこととしている。
- 2 再編合理化プランの目標が達成できなかった場合は、このプロセスにおいて、目標が達成できなかった原因等について、分析を行っていただき、自ら改善措置を講じていただくことが基本と考えている。
- 3 なお、目標の未達成のみをもって助成対象者からの助成金の返還は求める予定はない。

(問26) リース契約の際に留意すべきことは何か。

(答)

本事業においては、購入選択権付リース契約及び無償・有償に関わらずリース期間満了後に譲渡することとしている契約は、助成対象としないよう留意願いたい。

(問27) 機械はリースしか導入できないという理解でよろしいか。

(答)

そう理解してよい。

(問28) 現有の機械（コンバインや播種機）が老朽化していて、そろそろ更新しないと産地がもたない場合、新型のコンバインや播種機に買い換える行為は、補助対象になるか。能力算出の結果、現行機種と同能力であっても、選定機種の方が作業速度の向上などメリットがあればよいか。

(答)

本事業は、作業や農地を新たに集積する際に必要となる機械の導入を支援するものであり、単純更新は支援対象外。

(問29) 機械の利用者は1戸でもよいのか。

(答)

機械の利用者は1戸でよいが生産効率化プランに基づく機械利用体系の効率化又は高収益プランに基づく高収益作物の導入の取組に必要なものである必要。

(問30) リースで導入したものを、それを使用しない期間に限り、農業者に貸し出すのは適当か。JAがリース導入して担い手に貸し付けることは可能か。

(答)

リース契約上で第三者への転貸を禁じていないかどうかにかかわらず、不特定多数の者への貸付けは不可。

JA等で導入を図る場合は、JA等を含めた形で機械利用共同組合を組織するといった工夫をお願いする。

(問31) 機械リースを行う場合のリース手数料等について、助成の対象となるのか。

(答)

本事業はリース物件価格（リース料総額のうち消費税や金利・保険料等を除く設備の購入額）の1/2以内を助成対象としており、機械リースの手数料については、リース会社によって異なることから、予算の効率的かつ適正な執行の観点から、助成対象としないこととしている。

(問32) 再利用する機械に関し、担い手への譲渡は無償でなければならないのか。

(答)

無償でなくとも良い。ただし、有償譲渡の場合は、オーバーホール費用が国から担い手に一部助成されることを見込んで残存価値以上の価格で譲渡するという行為が発生しないよう注意していただきたい。

(問33) 機械をオーバーホールした場合の処分制限期間はどのように考えるのか。
(P)

(答)

- 1 耐用年数内の機械を助成対象としているところであり、当該耐用年数内を処分制限期間とする。なお、オーバーホールした機械の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第52号）を参考にしていきたい。
- 2 なお、上記が1年に満たない場合は、目標年度が終了するまでの期間とする。

(問34) 弾丸暗渠の施工費を対象とする場合、単価はどのように設定すべきか。

(答)

作業労賃に対する助成にあつては、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価を設定いただきたい。

(問35) リース事業者の要件はあるのか。

(答)

リース事業者の要件は特に設定していないが、事業の適正な実施が行われるよう、財務状況や過去実績等を勘案の上、リース事業者の決定を行うようにしていただきたい。

(問36) リース事業者の財務状況や過去の実績等の検査はどう行ったらよいか。

(答)

例えば、過去のリース補助事業においては、財務状況については、債務超過でないこと、過去の実績については、過去3カ年の会計年度のうち少なくとも1カ年において、年間5千万円以上の農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績を有する者という条件で公示を行っていたので、これを参考とし、本事業が適切に行われるよう配慮いただきたい。

(問37) 施設内に配置する設備で設置の為の工事が必要なものは対象外か。設備のリース費用のみならば補助対象となるのか。

(答)

工事費は本事業の対象とはならないが、設備そのもののリース費用は事業の対象とすることが可能。

なお、本体価格と設置費用については、それぞれ区分することが基本だが、本体価格に設置の際の調整費用（動作確認やオペレーション機器の設定等）が含まれており、本体価格と分離不可能な場合にあつては、助成対象とすることが可能。

(問38) 内部設備としてフォークリフト等の整備は可能か。

(答)

専用機械であり、施設の運用に不可欠なもの（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフト）については、強い農業づくり交付金と同様助成対象とすることが可能。

(問39) 機械のリース契約等、本事業の取組はいつから助成対象となるか。

(答)

取組参加者が地域協議会より取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた日以降の取組や契約が助成対象となる。

(問40) 機械及び機器の導入の際に、どのように機種及び事業者を決めればよいか。

(答)

機種の選定については、機械を導入する取組参加者の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札又は複数の販売会社等の見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努める。

(問41) 事前に見積もり合わせ等を行うことは可能か。

(答)

機械・設備本体に係るリース契約前見積もり合わせ、事前入札については、事業計画の認定前に行うことも可能。ただし、リース契約自体は交付決定後に行う必要があることに留意。

(問42) 機械の廃棄に対する助成の考え方いかん。

(答)

- 1 機械の処分に当たっては、中古機械として販売していただくことが基本と考えているが、一方で、型式が古い等の理由により、値段がつかない機械等については、廃棄物として処分することとなる。
- 2 この際、処分手数料と部品や鉄としての販売収入の差額の平均的な額を定額で助成することとしたものである。

(問43) 中山間地域等の条件不利地域とは具体的にはどこを指すのか。

(答)

中山間地域及び地域振興8法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法）指定地域。

(問44) 土壌改良などほ場改善を行うほ場は、休耕田など水田台帳から除外しているものでもよいか。

(答)

本事業では助成対象農地を水田と限定していないため可能。ただし、本事業を行ったからといって、水田活用の直接支払い交付金の助成対象水田とするものではない。

(問45) 同一の者が複数の取組を行い助成することは可能か。

(答)

同一の者が複数の取組を行うことが適当であればかまわない。

【事務手続き等】

(問46) いわゆる出入作がある場合、どのように取扱うのか。

(答)

地域事業計画に同意し、当該事業計画に基づく生産活動等を行おうとする者は、原則、その者が住所を有する市町村の区域が属する都道府県協議会及び地域協議会の事業計画に基づき、取組計画兼助成金申請書を提出することで、助成を受けることができる。

(問47) 地域協議会が都道府県協議会に対して行う助成金の請求は、管轄内の取組参加者全員の請求書が集まらなければ行うことができないのか。また、取組参加者は、取組計画書に記載した全ての取組を終えなければ、請求を行うことができないのか。

(答)

地域協議会は、地域事業計画に定めた取組の内容等を勘案し、助成金の迅速な交付を行うことができるよう、複数回に分けて都道府県協議会に請求を行うことができる。

また、取組参加者は、取組計画書に記載した取組のうち、一部の取組のみを請求することもできる。

(問48) 協議会の口座で発生した利息（果実）の取扱はどうするのか。

(答)

基本的に、事業実施期間を鑑み、利子が発生しない口座において、基金を管理していただきたいが、仮に基金の口座から果実が生じた場合には、果実は基金に繰り入れて活用いただきたい。

(問49) 消費税は助成対象となるか。

(答)

控除対象額を除いた額は対象となる。

(問50) 国の他の補助事業に取組んだ又は現在取組んでいる地域や生産者が、本事業を実施する際の留意点いかな。

(答)

他の国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない(例:他の補助事業で平成25年度に支援を受けてリース導入した機械に対する助成等)。そのため、取組の設定に当たっては、各補助事業の目的、補助対象を明確にしておくよう留意する。

(問51) 本事業開始前に契約を行ったリース契約は対象となるか。

(答)

本事業開始前に契約を行ったリース契約は対象とならない。

(問52) 事業申請の前に、導入機械等を選定するため仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番まで決定しておいてもよいか。

(答)

取組計画書兼助成金申請書の作成に当たっては、機械の利用面積等により能力・台数を決め仕様書に定めて、複数より求めた概算事業費のために見積書より最低価格であったメーカーや型番に決定しておく必要がある。

取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた後、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に契約を行うことになる。

(問53) 県協議会、地域協議会の事務費は補助対象となるのか。

(答)

助成金の振込や助成要件の確認等に要する協議会の事務経費については、造成した基金の中から支出していただくこととしている。

(問54) 都道府県協議会の事務費の執行は、いつから可能となるのか。

(答)

都道府県協議会の事務費は、交付決定後、執行可能となる。なお、都道府県域全体で行う取組及び都道府県協議会が自ら行う取組については、都道府県事業計画の承認後となることに留意いただきたい。

(問55) 協議会を構成する団体に属する職員の超過勤務分とは、正職員も含まれるのか。

(答)

含まれる。

なお、対象とする際は、正規の業務と区分し、その必要性を説明できること。

(問56) 助成要件の確認をどのように行うのか。

(答)

- 1 助成要件については、都道府県もしくは地域で設定することとしているところであり、その確認方法についても地域で設定していただくことが適切と考えている。
- 2 例えば、機械やリース、資材の購入等に対する助成については、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

(問57) 想定している助成金返還の例はどのようなものか。

(答)

以下の事例のように事業趣旨に反することが明確な場合に返還を求める考え。

- ① 機械等のリースなど事業実施に当たって、事業を十分に周知せず、恣意的に取組者を選定していた。
- ② 機械等のリースに当たって、見積もり合わせをせず、恣意的に1者と契約し、見返りにバックマージンを得ていた。
- ③ 取組者がリースした機械等を処分制限期間内に常時目的外使用していた。
- ④ 取組者が機械や資材等事業で取得したものの全部もしくは一部を転売し利益を得ていた。
- ⑤ 取組参加者がプランで合意した事項と反する行為を意図的に行う等、プランの実施体制が実質的に破綻してしまった。

(問58)「取組報告書兼助成金請求書」の提出期限はいつか。

(答)

都道府県協議会及び地域協議会毎に定められる。

(問59) 本事業の事務費において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象となるか。

(答)

国の事業説明会の出席に係る旅費は事務費として執行可能。

先進地視察や技術検討会などは協議会自ら行う取組に位置付けることで執行可能。

(問60) 26年産米からの作業集約に向け農業生産法人の設立を検討しているが、事業の募集時点で法人が設立されていない場合でも、生産効率化プランは認めてもらえるのか。

(答)

26年産米から新たに機械作業の集約が行われることとなるため、助成対象とすることが可能。